

令和8年第3回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和8年3月26日(木)
午後1時34分から午後4時11分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 古 谷 広 明
委 員 安河内 由 香
委 員 青 田 和 義

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	五十嵐 和 也	次長兼教育総務課長	増 島 康 浩
社会教育課長	石 井 巳代子	中央公民館長	北 田 覚
中央図書館長	原 由美子	スポーツ振興課長	河 井 一 敏
学校教育部長	宇佐見 昌 義	次長兼教育指導課長	利根川 浩 子
教育センター所長	坂 木 裕 子	入間川学校給食センター所長	高 島 勝 利
書 記	松 居 亮		

会議の公開・非公開 議案第14号から議案第16号までの3議案の審議については、議案に個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 0名(報道0名)

報告事項

- ・令和8年第1回狭山市議会定例会の概要について

報告者(生涯学習部長)
(学校教育部長)

(要旨)

会期は、2月20日(金)から3月17日(火)までの26日間であり、議案は、専決処分1件、人事案件2件、一部改正条例12件、補正予算5件、当初予算6件、施行協定1件、市道認定2件、合計29件である。

一般質問については18名であり、うち教育委員会関係は7名であった。大沢えみ子議員からは学校給食の意義及び学校規模の配置と適正化について、豊泉正人議員からは公共施設のWi-Fi利用環境について、菅野淳議員からは学校と

地域の連携について、丸橋ユキ議員からは社会教育施設・文化施設について、福田正議員からは二十歳の集いについて、船川秀子議員からは学校給食費及び学校給食費の公会計化について、笹本英輔議員からは部活動の地域展開について、それぞれ質問があり、それに対する答弁の内容等について報告がなされた。

委員からの質疑等では、学校給食費の負担軽減策について、保護者には小学校で 300 円、中学校で 1,000 円負担してもらい現在必要な給食費を賄うということだが、昨年、狭山市に新たにきた栄養教諭の方で、給食費を上げてもいいからもっとよくしたいと述べていた方がいた。しかし、この物価高騰の時代にあって、元々設定した 5,500 円、6,200 円という額でその栄養教諭の方が訴えかけるようなものが可能なかどうか。また、笹本議員の質問の文言の中に、「多くの市民が理解を示さないうちに強硬的に制度変更を進めようとする」というくだりがある。部長答弁の内容を見ると、そうではないという説明があるのは分かるが、質問の文言を否定するような言葉を入れておいた方が、つまり強硬的に理解を得ないまま進めたのではなくて、いろんな組織の意見を聞きながら、着々とできるところから進めてきたとか、何らかの質問の文言を否定するような言葉を入れた方がよかったのではとの質疑に、給食費については、所管である学校給食センター所長とも連携をとり、実際のところを確認した上で、今の食材費相当額で賄えるということを確認しているので、当面はこの状況で続けていきたいと考えている。また、笹本議員の質問に対する答弁については、教育長職務代理者のご指摘のとおり、丁寧にかなり準備に時間をかけて進めてきている。否定的に捉えての質問ではあったが、こちらとしては強硬的に進めてきたつもりはなく、議員がそのように質問してきたので、時間をかけて丁寧に何度も繰り返しながら合意形成を図ってきたことを説明した旨の答弁がなされた。

・令和 7 度博物館冬期企画展の開催結果について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

「冬期企画展『狭山の戦争の記憶とくらし』－戦後 80 年、そして未来への継承－」は、令和 7 年 12 月 20 日（土）から令和 8 年 2 月 8 日（日）まで、全 37 日間開催し、期間中の入館者は 2,689 人であった。今回は、収蔵資料を中心に狭山に係る当時の資料の展示を行うとともに、昭和のくらしや子どもたちの学びと遊びについて紹介し、狭山に残された戦争の記憶を未来へ継承するための展示として開催した。アンケート調査の結果からも、入館された約 8 割の方から良いとの評価をいただくことができたが、意見にあった資料のキャプションについては、今後は展示を妨げない範囲で設置していくように改善していく旨の報告がなされた。

・令和 8 年度狭山市公民館基本方針・重点目標について

報告者(中央公民館長)

(要旨)

令和 8 年度の公民館の基本方針、重点目標については、現在策定を進めている第 4 次狭山市教育振興基本計画に掲げる生涯学習の基本方針及び施策の基本目標 V を踏まえ、地域の学習拠点として、より身近な公民館を目指し取り組んでいきたいと考えている。基本方針は 1 から 5 まであり、基本方針 1 は、「現代的課題や地域課題への取組の推進」とし、身近な生活課題等について講座を実施していく。基本方針 2 は、「ライフステージに応じた学びと交流を促進する取組の推進」とし、子どもから高齢者まで学習機会が得られるよう講座を実施していく。基本方針 3 は、「大学などの教育機関や関係団体などと連携した取組の推進」とし、地域の教育機関や団体等と連携し、より専門的な事業を進めることで、充実した事業展開を図る。基本方針 4 は、「地域の教育力を高め合い、まちづくりにつながる事業の推進」とし、地域の団体等と連携しながら、まちの発展に貢献できればと考えている。基本方針 5 は、「学習サークルへの支援並びに職員の資質の向上」とし、学習サークルの学習成果を地域の活動や講座などに活かせるよう働きかけ、地域会員の加入の機会にもつなげていきたいと考えている。また、公民館職員を対象とした研修会を実施し、事業や講座の企画力を向上させたいと考えている。この基本方針、重点目標に基づき、11 の公民館では、来年度、各種事業に取り組んでいく。なお、この基本方針・重点目標については、3 月 11 日に開催した第 3 回公民館運営審議会において承認された旨の報告がなされた。

委員からは、公民館利用者アンケート調査報告書を読んだが、施設の老朽化や予約の煩雑さなど様々な意見があったが、それにもまして職員の熱心さ、対応の丁寧さについてコメントを述べているものがほとんどであったので、ぜひこの基本方針に従って、今後も様々なニーズに対応してほしいとの要望がなされた。

・公民館利用者アンケート調査（利用者満足度調査）集計結果について

報告者(中央公民館長)

(要旨)

令和 7 年度狭山市立公民館・富士見集会所利用者アンケート調査は、市の直営 7 公民館と富士見集会所の計 8 施設の利用者を対象に、令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）までの 31 日間行い、514 件の回答を得た。調査結果を見ると、公民館の利用者は 65 歳以上の高齢者が圧倒的に多く、ここ数年来の公民館の課題であり、解決に向けて取り組んでいく。公民館の施設や設備、職員の対応については、おおむね施設設備に対する評価よりも、職員の対応に対する評価の方が高く、良い評価をいただいているが、不満に思われている人もいるので、そうした意見は少数ながら貴重な意見として、改善すべき点は改善していく。また、「オンライン講座に参加できますか（機器等の環境が整っていますか）」との問いには、整っているが 33%となっているが、整っていない

人への対応が今後の課題であると考えている。

指定管理者が運営する狭山市立3公民館（富士見・水野・広瀬）利用者満足度調査は、調査項目や調査期間は直営館と同じであり、327件の回答を得た。指定管理者が管理運営する館においても、利用者は65歳以上の高齢者が圧倒的に多く、施設や設備、職員の対応についての総合的な満足度は、回答者の約8割の方から満足、あるいはやや満足との評価をいただいているが、少数の意見にも耳を傾けるよう、利用者が高齢者の課題とあわせ、直営館と認識を共有していく旨の報告がなされた。

・移動図書館巡回場所変更について 報告書（中央図書館長）
（要旨）

移動図書館さみどり号は、小学校や高齢者施設を中心に、火曜日から金曜日までの週4日32か所の駐車場所を2週間間隔で巡回している。毎年、巡回場所として使用する駐車場所のそれぞれの管理者と駐車場所の使用について協議をしているが、現在運行しているさみどり号は、旧車体より大きくなっており、安全で円滑な運行を確保するため、令和8年4月1日以降、2か所の巡回場所を変更する。一つ目は、6コースの水富地区にある「広瀬神社」から柏原地区の「入間川にこにこテラス」に変更する。にこにこテラスは、親子連れを初め多くの市民が訪れ、集う場所であることから選定した。二つ目は、9コースの新狭山地区の「中原公園」から「新狭山公民館」に変更する。中原公園は利用者が多いが、進入口が狭く、利用者の安全確保のため新狭山公民館を選定した。今後も利用状況や利用者の意見などを参考にしながら、図書館サービスの提供を実施していく旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、にこにこテラスのコーヒー店の脇のベンチボックスの中に図書が入っているが、図書館が行っているのかとの質疑に、管理者が設置している文庫で、その一部は図書館のリサイクル図書を活用しているようであるとの答弁がなされた。

・令和8年度社会体育関連事業計画について 報告書（スポーツ振興課長）
（要旨）

スポーツ教室は、体力テスト向上教室を初め、18種目18教室を計画し、行事については、さやまCITYゴルフ大会と健康ウォーキングの2事業を計画している。新規スポーツ教室としては、バランス能力や体幹を鍛えるスラッグライン教室を予定しており、昨年度から新たに実施したアーバンスポーツとして人気の高いスケートボード教室を引き続き継続する。連携協定を締結している日本体育大学、エルフェンススポーツクラブ、埼玉西武ライオンズ、狭山セコムラガッツ、さいたまブロンコスとの連携事業については、エルフェン埼玉とのサッカー教室や埼玉西武ライオンズとのベースボールベストチャレンジ、さいたまブロンコスによるバスケットボールクリニックなどを継続して実施していく。狭山セコムラガッツとの連携事業については、子どもたちを対象としたタグラグビー教室を引き続き実施するとともに、令和8年中には新たなスタジ

アムが完成することから、ホームゲームの開催に向け、周知を含めた新たな取組を検討していきたい。指定管理者による事業については、市民総合体育館及び地域スポーツ施設において、スポーツ教室等継続して実施していく。スポーツ協会、レクリエーション協会及びスポーツ推進委員連絡協議会の各事業については、令和8年度においてもクロスカントリー大会やレクリエーション・ウォーク大会、トスベースボール大会など、令和7年度と同様のイベントが計画されている。学校体育施設開放事業については、引き続き市民のスポーツ活動の場と機会の提供に努める。なお、令和8年度の学校体育館利用に当たり、登録を更新した団体は196団体となっている旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、現在、セコムラガッツで整備しているスタジアムは、外から見えないようになっていが、完成すると観客席が増えたりするのか。また、入場するには金銭的な負担が生ずるのか、それとも行ってすぐ入れるような施設になるのかとの質疑に、スタジアムの観客席については、新たに2,500席を整備する予定となっている。また、入場料については、チームは現在DIVISION3に参戦しており、全ての会場において入場料を徴収する形となっている。金額は、会場によって異なっており、席によって2,000円から3,000円の間である旨の答弁がなされた。今の説明は公式試合の時の入場料だと思いが、土日などに子どもたちを集めてラグビー教室などを開催しているが、その時に近所の人が見に行くというのはできないのかとの質疑に、公式ではない試合の時、例えば、練習試合等は、現在、入場無料で観戦ができる形になっているが、スタジアムが完成した後は承知していない旨の答弁がなされた。

- ・令和7年度狭山市立小学校・中学校・幼稚園 自己評価及び学校関係者評価（報告）について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

細かい分析や考察を各校で実施しており、次年度に向けて課題解決のための手立てを考え取組の実践を促していきたいと考えている。学校の実態によって多少の違いはあるが、児童生徒の学力の向上と家庭学習の定着について課題があると挙げている学校が複数見られた。一方で、分かる授業作りの実践については手応えを感じている学校も多いことから、教育委員会としては、指導訪問等の機会を活用するほか、より具体的な研修を実施するなどして、引き続き教員の授業力の向上のための取組に努めていく。また、電子黒板や1人1台端末の活用と関連するが、視聴覚情報機器の積極的・効果的な活用を課題と捉えている学校が複数見られた。令和8年度に1人1台端末が入れ替えとなることで、教育委員会としても、校長会議等々で積極的な活用を促すとともに、より一層の授業での活用につながるよう教員向けに活用を促す研修を実施していく。優れた実践については、引き続き市内全体に情報発信し情報共有を図っていく。また、例年通り、子どもたちの生活面では、挨拶や言葉遣いを課題としている学校が見受けられた。家庭学習にも通じることであるが、家庭との連携も必要な課題が見られる。各学校で考察を行うとともに、学校運営協議会と協力した

取組などにつながるよう教育委員会も注視していく。他にも教員の働き方改革と負担軽減が課題となっている学校が見受けられた。現在策定中の狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を学校職員だけでなく、学校運営協議会でも十分に周知することで、学校の負担軽減のための取組についての協議につなげるなど、改善に向けた手立て等を学校と共有し、更なる改善につなげるよう働きかけていく旨の報告がなされた。

委員からは、細かく見ることはできなかったが、コメントを中心にざっと読んで多様な取組が各学校でなされていると感じた。また、先日、御狩場小学校の卒業式に出席した際、会議室の廊下の掲示板に、学校の様子を保護者に報告する日記が掲示されていた。日記だから毎日、子どもたちの様子を写真で撮ったり、やったことの説明があったり、毎日発行しているという説明を聞き、どなたがやっているのか尋ねると、教頭先生がやっているという話を聞き、そのような保護者や地域への情報発信が、学校の取組を知らせるのに非常に効果的であるということがよく分かった。家庭学習の習慣はなかなか身につかないというのはもう昔から課題であったが、その辺も家庭への発信を中心としながら保護者とともに改善の方向に向かえば、この評価を公表している甲斐があると思った。情報発信については、先ほどの日記だけではなく、各学校で非常に細やかな回答が出ていて、しかもカラーで見やすく興味を引くような形であるので、保護者への情報発信、情報共有というのは、改めて大切だと感じたとの感想がなされた。

- ・狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（素案）について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとなっており、各教育委員会は、その指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務管理・健康確保措置実施に関する計画を定めることとなっており、今般、その実施計画を策定しようとするものである。本市の現状として、令和6年度の時間外在校等時間については、まだ80時間を上回る教職員がいる状況となっている。そこで、数値目標を設定し、時間外在校時間等に関しては、①1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする、②1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にするとし、また、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関しては、①ストレスチェックでの高ストレス者の割合を8%まで減少させるとした。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間であり、これらの目標を達成することとしている。目標達成のための取組として、文部科学省が掲げる「学校と教師の業務の3分類」を参考に学校以外が担うべき業務、教師以外が積極

的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について改めて見直した上で、各学校で取り組むこと、教育委員会として働きかけることを推進し、教職員の業務量削減に取り組んでいく旨の報告がなされた。

委員からは、教職員の時間外在校等時間を短縮するのは難しい問題でもあり、国は、教職員が力を入れるべきものや地域が担うものなど3分類しているが、究極を言えば、教職員の時間外在校等時間を減らすためには、教職員を増やすしかない。教職員の配置に関する表を県や国の方でどういうふうにするのかということにも関わってくる。なぜこのような話をするのかというと、いろいろな地方の方と話をすると、やはり金銭的に潤いのある都道府県、市町村は独自に教職員をプラスアルファで配置している。特に、都内で働いている先生に話を聞くと、要望するとうこういう方がどんどん来て。それをストックするために、採用試験も前倒しして、3年次からどんどん受け入れて、合格者を増やしてストックしながら、教員の数を増やしているということなので、結局、金銭的に潤った地方だけがそういった措置ができるというのは、給食費と同じで、教育の質の差が生じてくる。埼玉県市町村教育委員会連合会としても、県や国の方に要望を出す機会がある。その際には、今申し上げたような内容も把握しながら、教員の数が増えるように努力していくので、この実施計画に従って、市の教育委員会として取組をしっかりと進めるようお願いしたいとの要望がなされた。

・令和8年度狭山市立小中学校人事異動の概要について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

小学校について、転入が14名、転出が13名であり、令和7年度当初に比べ転入が10名、転出が8名減少した。経験人事については、令和7年度当初は転入が12名、転出が13名であり、転入・転出ともに微減した。新採用については、役職定年も含めて5名が新たに主幹教諭となり、令和8年度は小学校の主幹教諭が全体で10名になる。教諭、養護教諭、事務職員は、令和7年度当初が28名であり、10名減少の配置となり、令和8年度、新採用の養護教諭はいない。令和8年度当初、新採用教諭18名のうち、通常級での配置は14名、特別支援学級での配置は4名である。初任者研修が免除されている者はいない。転補は、令和7年度当初は25名であり、8名の減である。令和8年度当初も、異動対象者の意向も踏まえながら、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努めた。保留学級については、令和7年度の同時期に通常1学級、特別支援3学級の合計4学級であり、令和8年度当初の学級数は倍以上に増加している。本採用退職者は、令和6年度末には、定年退職者が2名であり、退職者の総数は10名であった。令和7年度末は制度上の定年退職者はおらず、退職者の総数は8名である。再任用は17名であり、令和7年度当初と同数である。臨時的任用は、令和6年度当初は58名、令和7年度当初は52名、令和8年度当初は52名とほぼ横ばいである。同一校勤務で8年以上の勤務の者及び、新採用以来6年目以上の勤務の者については、産育休中や育休明けで1年間の人事異動の猶予を希望した者、

意向地への異動がかなわなかった者等、様々な事情があつての状況であり、来年度も引き続き解消を目指すところである。加配等については、令和 8 年度当初の総数は 44 名であり、令和 7 年度当初の総数 50 名と比較すると減少している。減少の理由は、J プランや学力向上プロジェクト等、期限のあつた加配が終了したことによるものである。その他、令和 8 年度当初の小学校籍の教頭登載者は 4 名増加して 4 名全員が主幹教諭となる。

中学校について、転入が 11 名、転出が 12 名である。令和 7 年度当初は転入が 13 名、転出が 11 名であり、来年度当初人事では、昨年度とほぼ同数の他市との交流が成立した。特に一般人事で多く成立している。新採用は 9 名であり、教諭、養護教諭は、令和 7 年度当初は 13 名であり、4 名減の配置となっている。転補は 11 名であり、令和 7 年度当初に比べ 1 名増となった。保留学級は、昨年度のこの時期も 2 学級であつた。本採用退職者は、今年度は定年年齢が引き上げられたため、定年退職者はいない。令和 6 年度末の退職者は、定年を含め 12 名であつたが、令和 7 年度末の退職者は 9 名である。再任用者は 17 名であり、6 名の減である。臨時的任用は令和 7 年度当初は 26 名であり、1 名増となった。産育休代替の任用が増加している。同一校勤務で 8 年目以上の勤務の者がいるが、意向地への異動がかなわなかった者や産育休中の者と理由は様々である。今年度も 7 年目以上の者については積極的な人事異動を進めていく。新採用依頼で 7 年目以上の勤務の者が 3 名いるが、産育休の取得者である。3 年未満の異動については、教諭本人の事情による異動である。加配等については、通級指導、日本語指導が定数化されたため減となっている。また、初任者研修加配、J プラン加配、生徒指導重点校加配、少人数加配の 1 年限定のものが減少し、生徒指導加配、生徒指導未然防止加配、中学校学習支援加配が増員となっている。その他、令和 8 年度当初の中学校籍の教頭登載者は学校に 1 名、委員会に 5 名である。基準外については、教科指導充実加配の弾力的運用のことであり、令和 8 年度当初に選択した学校はない旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、様々な加配や特配が配置されているとは思うが、保留学級が全て立ち上がるとして、4 月当初のスタート時に未配置の可能性はあるかとの質疑に、現在のところ、保留学級が全て立ち上がっても配置される見込みである旨の答弁がなされた。

・令和 7 年度狭山市小学生英語フェスティバル実施報告について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

今年で 18 回目となる事業で、1 月 31 日（土）に入間川小学校の講堂を借り実施した。昨年度と内容を一新し、ステージの発表ではなく、英語でのやり取りを要するアクティビティなどに参加する体験型の内容で実施した。85 名の児童、93 名の保護者に加え、語学指導助手、英語活動支援員、教職員、学校関係者など合わせておよそ 230 名が参加した。世界 13 か国から来ている 14 名の ALT が中心となり企画準備し、当日の進行を務めた。これらの ALT との交流を通して、英語でコミュニケーションをとることの楽しさを感じてもらった。参加児

童の感想を見ると、参加したきっかけは様々だったようだが、このイベントを通して英語を使うことに自信がついたという感想が多数を占めた。ゲームやアクティビティの中で英語を使わざるを得ない環境を設定し、自然な挨拶や必要な情報のやり取りを英語で行うことで、自分の伝えたいことが英語を使って伝わったという達成感や嬉しさを児童が味わえたのではないかと推察する。参観保護者の感想を見ると、内容が変わったが、肯定的に捉えた保護者が多く、このイベントの趣旨を理解している感想が多かったことは、担当としてはとても良かった。来年度の実施を望む声が多いが、来年度は中学生の国際交流事業を実施する予定となったので、小学生英語フェスティバルの実施は見合わせることにする旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、1時間ほど見学させてもらい、アンケートの感想にあるように、子どもたちも見ている保護者も非常に楽しそうで、やり方を変えてよかったと思った。来年度は見合わせるとのことだが、前回は申し上げたかもしれないが、この英語フェスティバル等で活躍したものを学校に還元するような動きは何かあるのかとの質疑に、事務局としては、このALTによる英語活動をなるべく多くの児童に体験してほしいという思いがあり、今は土曜日に希望者を募って開催しているが、可能であれば、学校内でこの事業を実施し、その学校のある一定の学年の児童を集めて、輪番制などの形でできればいいのではないかと考えている。なお、統営市との国際交流事業をきっかけに、この事業が見合わせになるのであれば、通常の授業時に学校の中で行うことも今後視野に入れていきたいと考えている旨の答弁がなされた。

- ・令和7年度中学生学習支援事業オンライン英検3級対策講座（冬季）の結果について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

英語検定3級取得を目標として、オンラインで学習できる英語力向上を図るための事業であり、夏季講座に続き冬季講座を実施した。講義動画の視聴回数は申込者136名に対し、各回の視聴回数を示しているが、回を追うごとに徐々にアクセス数が減少している。到達度調査結果を見ると、4技能について正答率60%前後と高い数字ではあるが、受験者数が20%以下であるため、受験した生徒の正答率が高いことがうかがえる。アンケート結果を見ると、回答率が25%と低かったが、アンケートに答えた生徒は概ね満足した結果となっている。なお、本事業は、学習意欲の高い生徒にとっては、自分のスケジュールに合わせて学習ができたり、理解が足りない部分を何度も見返したりと、それぞれ自分のペースで学習ができ、満足度が高いことがうかがえる。逆に、いつでも学習できるという状況が日々の予定の中で受講の優先度が低くなり、視聴継続のモチベーションを維持することが難しいという生徒も多いということがうかがえる。見直すべき課題は3点あるが、これらを改善するため、事業内容を見直し、来年度はAI英会話アプリの導入を進めていく旨の報告がなされた。

- ・令和7年度公費による実用英語技能検定受験結果（中学生 第2回）について
報告者（教育センター所長）

（要旨）

令和7年度公費による実用英語技能検定は、狭山市立中学校の3年生全員を対象に、1級から5級のいずれか一つ、年1回分の検定料を公費で支出するものであり、1次試験のみ所属の各中学校で実施した。今年度は、全ての中学校で第2回を9月26日（金）に実施した。文部科学省が指標としている3級以上の合格者は323名であった旨の報告がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）
（中央公民館長）
（中央図書館長）
（スポーツ振興課長）
（教育指導課長）

（要旨）

令和7年度第2回狭山市いじめ問題審議調査委員会、令和7年度第2回狭山市立富士見集会所運営審議会、令和7年度第2回狭山市立学校給食センター運営委員会、令和7年度第3回狭山市公民館運営審議会、令和7年度第1回狭山市いじめ問題対策連絡協議会、令和7年度第3回狭山市スポーツ推進審議会、令和7年度第2回狭山市図書館協議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

委員からの質疑等では、学校給食センター運営委員会には傍聴者がいたようだが、給食費の件で関心が高いのかとの質疑に、毎回同じ方が傍聴されている旨の答弁がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）
（スポーツ振興課長）

（要旨）

社会教育課関係2件、スポーツ振興課関係1件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案第7号 狭山市教育委員会が所管する手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴い、狭

山市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部を改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第7号については、原案可決した。

議案第8号 狭山市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

狭山市立図書館の利用券に有効期限を設定することに伴い、狭山市立図書館管理運営規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、改正するに至った背景はとの質疑に、これまで当該管理運営規則には、利用券の有効期限については規定がなく、一度その交付された利用券は返納の申し出がない限り有効としてきた。このため、昨年3月末現在登録者数は16万人となっており、既に狭山市立図書館の利用要件を満たしていない方が多く含まれていると考えている。また、利用券の有効期限を設定した背景としては、4月から電子図書館を導入するが、出版社との契約の関係上、電子図書館を利用できるのは、狭山市在住・在勤・在学の者であり、居住実態に即した登録状況にしておく必要があるため、所要の改正を行う旨の答弁がなされた。

議案第8号については、原案可決した。

議案第9号 狭山市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会の承認事項を追加するとともに学校運営協議会委員に対象学校の校長を加え、併せて引用条文の整理を行うことについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、委員の再任は可能なのかとの質疑に、再任は可能であるが、8期を超えて再任することはできないよう規定を設ける予定である旨の答弁がなされた。

議案第9号については、原案可決した。

議案第10号 第4次狭山市教育振興基本計画について

教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、第4次狭山市教育振興基本計画を定めるため、提案がなされたものである。

委員からは、様々な要望について最大限取り入れてもらい感謝したい。今後、概要版を作成すること、また、埼玉県教育局で作成するリーフレットにはコバトンのイラストを使っており、一目で埼玉県のもの分かるので、可能であれば、そのようなイラストを使用することも次回の検討材料としてほしい旨の要望がなされ、事務局からは、概要版については、現在作成中である旨の説明がなされた。

議案第 10 号については、原案可決した。

議案第 11 号 令和 8 年度狭山市教育行政の取組と重点について

狭山市教育行政の一層の充実を図るため、令和 8 年度における教育行政の取組と重点を定めるため、提案がなされたものである。

議案第 11 号については、原案可決した。

議案第 12 号 狭山市立小・中学校における働き方改革基本方針（改定）について

狭山市立小・中学校における働き方改革基本方針を改定するため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、今までの計画の中にもあるが、教職員のウェルビーイングを高める具体策というか、在職時間を少なくする以外に、働く教職員が自分の仕事に満足できる、あるいは生きがいを持って取り組めるという、そういった点の確認というのとは何か考えているのかとの質疑に、学校の中での確認ということで、管理職が見届けるといのが一番主になるかと思うが、外部的確認としては、ストレスチェックを参考に実施していく旨の答弁がなされた。今の説明で構わないと思うが、例えば、狭山市内の教職員もどんどん全体が入れ替わって新しい人が入っていると思うが、私が働いていたころの感覚とは全然違うと思う。我々が実際にやっていて、これは働きがいがあるな、生きがいを感じるなという感覚と、もしかしたら今の若い人はもっと違った考え方で働いているのかもしれない。だから、何らかの形で校長先生だけに任せるのではなく、例えば、自己評価面談の様子を吸いあげるとか、仕事に背を向けそうな教員がどのぐらいの割合でいるのかという情報を、ここにせっかく書いてあるので、年に 1 回ぐらいの割合でいいが、各校長から情報を聞いて集められるような取組を加えてもらおうとありがたい。つまり、実際に学校の先生方が、今、自分の仕事を良しとしてやっているのか、それとももっと変えて欲しいなと思っているのか、いろいろあると思うので、その辺の生の声を年に 1 回ぐらいは聞きたいとの要望がなされ、事務局からは、校長等の面談で出された教員の意見については、随時、校長との面談等を通して集約し、教育委員会でもそれへの対応については、現在も行っているので引き続き行っていく旨の答弁がなされた。

議案第 12 号については、原案可決した。

議案第 13 号 狭山市教育情報セキュリティ基本方針について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 の規定に基づき、狭山市教育情報セキュリティ基本方針を定めるため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、市全体で情報管理をしっかりとっていくという方向は見えてきたが、例えば、事務局の職員は何に気をつけて何をするのか、学校の職員は今までと違い何をすればいいのかという例があるかとの質疑に、この基本方針については大枠、概要がまとめられており、そして、詳細は、教育情報セキュリティポリシーの中に規定されている。その教育情報セキュリティポリシーは、基本方針と対策基準を明記したものであり、その対策基準の実施手順が、教職員が実際に守る具体的な例を挙げたもっと分かりやすいものとなる。狭山市の使っているパソコンやクラウドであるとか、契約している業者によって、これについてはこのように取り扱おうとか、これについては持ち運んではいけないとか、そういう具体的なことを細かく決め、その手順に従えば教職員は実際に自分の業務の中で使用できるというように、今後、実施手順を定めていく予定である旨の答弁がなされた。

議案第 13 号については、原案可決した。

議案第 14 号 狭山市スポーツ推進審議会委員の任命について

狭山市スポーツ推進審議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 14 号については、原案可決した。

議案第 15 号 狭山市スポーツ推進委員の委嘱について

狭山市スポーツ推進委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 15 号については、原案可決した。

議案第 16 号 令和 8 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動について

令和 8 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動を実施するため、提案がなされたものである。

議案第 16 号については、原案可決した。

議案第 17 号 狭山市情報セキュリティ基本方針について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 の規定に基づき、狭山市情報セキュリティ基本方針を定めるため、提案がなされたものである。

議案第 17 号については、原案可決した。

以 上